

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第7回）

における主な意見

<御発表>

曾木委員「図書館に求められる人材の育成の現状と今後の充実に向けて」

- 公立図書館における過去10年間の職員数は増加傾向にある。司書の配置人数も増加しているが、その内訳を見ると正規職員が減少傾向にあり、非正規職員は増加傾向にある。町村立図書館においては正規職員の司書が全体の職員数のうち約1割である。
- 過去10年間の職員全体における司書の割合は、都道府県立図書館が約60%、市区立図書館が50%台、町村立図書館が40%台である。
- 公立図書館の館長のうち、25%前後が司書資格を有している。
- 司書の役割として、貸出しやレファレンス等の専門的な業務やサービスを来館者に対して提供する役割がこれまでもあるが、これからは来館者に限定せず、地域のコミュニティに対して情報提供・学習支援を行う役割もある。同時に、そのサービスを提供するために図書館という公共施設が必要であると発信することも求められる。
- 誰一人取り残さない読書活動や生涯学習の支援を考える上で、知識と情報の拠点であることを伝えていく役割を司書が認識、意識していかななくてはならない。
- 司書が役割を果たすために求められる資質・専門性として、「情報」と「人」、「情報」と「専門知識」をつながられること、読書や文化・社会の変化について好奇心を持つこと、地域を知って課題を見つけていくこと、課題解決のために信憑性のある情報へ導いていくこと、ファクトチェック支援が挙げられる。
- 司書・司書補配置の充実のために必要な要素として、法の担保、予算の担保、館長・管理者の意識、司書等の養成・採用・配置、そして人材育成・研修の5本の柱が必要である。
- 法律や基準、条例、規則などに図書館の設置について何らかの規定があることは非常に重要ではあるが、努力義務であり必須の規定でないと、優先度が低くなる。図書館は住民にとって必要な施設であり、そこに司書が必要だという法的な裏づけがなくてはならない。
- 図書館長においても、自治体の組織の一つである図書館を継続させるために計画的な人員配置・育成が必要であり、図書館業務を知る司書が館長であることが非常に重要である。司書資格を有しない図書館長である場合は、司書資格を取得する、あるいは図書館に関する研修の受講を求めたい。
- 司書養成課程の科目は平成24年に改正してから10年以上が経過し、時代に合わないという指摘もある。これらの科目の見直しが必要ではないか。

- 図書館事業の継続性において、正規職員の採用及び人材育成は必要不可欠である。
- 図書館の約9割で研修を実施しているが、自館での研修は約6割に留まる。この差は、指導役となる程の経験を積んだ職員の不在、研修に割く時間や予算の不足等が挙げられる。
- 公立図書館が将来にわたって役割を果たす中で、学校図書館と連携する必要がある。公立図書館と学校図書館が車の両輪となるものと考えられ、その両方についても同じように充実をさせていかななくてはならない。

設楽委員「学校図書館に求められる人材の育成の現状と今後の充実に向けて」

- 令和2年度時点の司書教諭の発令状況について、12学級以上の公立学校においては小学校99.4%、中学校が98.9%、高等学校98.5%が発令されているが、11学級以下の学校においては発令の割合は30%台と極端に少ない。
- 公立学校全体のうち11学級以下の学校の割合は、小学校で43.7%、中学校で51.5%であり、教育の機会均等という観点からも司書教諭の全校配置が必要であると考えられる。
- 令和2年度時点の公立学校の学校司書の配置状況について、小学校が69.1%、中学校が65.9%、高等学校が66.4%である。12学級以上の公立学校の司書教諭が90%台の発令に対し、学校司書は60%台と低い状況にある。
- 令和5年度時点の公立学校の学校司書の配置状況は、常勤職員の割合が低く、会計年度任用職員もフルタイムの割合が少ない状況であった。また、兼務校数が多くなるほど雇用条件が厳しくなる傾向にある。さらに、令和2年度と比較して配置が進んでいるが、特別支援学校での配置の低さが目立つ。
- 平成26年、学校図書館法の一部改正で学校司書が明記された経緯の一つに、当時明文化されていなかった「いわゆる学校司書」を各自治体予算で配置していた実績がある。学校司書の役割が蔵書管理だけではなく、読書や学習指導などについて専門的な支援を行う役割や実態等を明確に示し、学校内や保護者等に広く理解される必要がある。
- 学校ごとの平均蔵書冊数は、小学校が1万冊程度、中学校が1万2,000冊程度、高等学校が2万5,000冊程度である。この程度の冊数を管理するだけならば司書教諭・学校司書の2職が必要ない、常勤でなくともよいなどの捉え方もあるかもしれないが、司書教諭や学校司書は、読書指導や学習指導とその支援、情報活用能力の育成などが本来の役割であることを周知徹底する必要がある。
- 司書教諭の多くは校務分掌としての充て職であり、専任の司書教諭ではない。多くの学校において司書教諭に対する授業時間数等の軽減措置がされてない実態がある。令和2年度時点において、司書教諭が1週間当たり学校図書館にかかる業務を行っている時間は、小学校が1.6時間程度、中学校が2.6時間程度、高等学校が4.5時間程度であり、その割合は全体の11%から16%程度である。
- 校務分掌としての司書教諭を充てる場合、中学校、高等学校は学年ごと、小学校は低・中・高学年ごとなど複数の司書教諭を発令し、業務の分散化を目指してはどうか。
- 学校図書館に関する認識は学校間格差が大きい。学校図書館を利用する教師は、学校全

職員の一部にとどまっており、司書教諭と学校司書の区別がつかない職員もいる。また、教師の中にも、学校図書館を使うと授業時数が足りなくなるなどの固定観念がある人もいる。加えて、GIGAスクール構想の下、情報端末の使用が喫緊の課題であるが、情報端末を使えば学校図書館の資料は不要だとする声もある。

- 学習指導要領は、「生きる力」の育成を目指している。主体的な学びや対話的な学びを通して生涯にわたって学び続ける深い学びの実現が必須であり、そのためには、自らの力で学ぶことができる自立した学習者の育成が必要だと捉える。このような学習者を育成するために指導者となる司書教諭は、教育課程への貢献として探究的な学習活動や調べ学習を支援する等の役割と、教育者等としての専門性が求められる。
- 司書教諭の専任化について熟慮する必要があるが、学校図書館を授業で活用するといった需要が高まれば、専任司書教諭が必要になると考えられる。
- 配置の充実に向けた課題については、「学校司書の1校1名配置を目指す」こと、「学校司書の間接的支援、直接的支援、教科指導への支援を学校全体で計画的に導入する」こと、「司書教諭が学校図書館に関わる時間を週2時間程度設けたり、司書教諭を複数人発令したりする」こと、「学び方や情報活用等に関する指導や支援ができる司書教諭、学校司書の研修体制を充実する」こと、「情報活用能力を育むため、カリキュラムマネジメントに学校図書館活用計画を盛り込む」ことの5点が挙げられる。

<意見交換>

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

1 今後の図書館・学校図書館に求められる組織体制、役割

- 地方における行政の課題のうち、図書館・学校図書館の優先順位が低かったり、予算配分が少なかったりする構造的な課題を解決するために、2点が考えられる。1点目は選挙で選ばれた首長が図書館行政の重要性を理解し、トップダウンに近い形で施策を進めることと考える。しかし、選挙があることから、一時的なものにとどまる懸念がある。2点目が法令の改正や、それに伴う財源措置である。このことは地方行政を変える大きな要素となる。
- 図書館が抱える構造的な課題や学校図書館の格差を打破する視点として、長野県の「デジとしょ信州」の例のように電子図書館システムを活用し、誰もが等しく情報へアクセスできる支援により、今後の可能性を探ることができるのではないか。
- 多様な人々にとってのアクセシブルな読書環境の整備においても、デジタル環境が有効であるとこれまでの会議で議論されたが、それぞれの自治体の財源に限られる中で、都道府県がリーダーシップを取り、広範囲で整備を進めることも期待される。
- 司書資格は、専門職として最初の段階に位置づけられる資格であり、働きながら自己研さんを積んで専門性を高めていく性格を持つ。司書が自己研さんや勤務を通じて専門性を高める制度として日本図書館協会が認定している「認定司書」を教育委員会へ紹介す

るなど、文部科学省としても関与してもらいたい。認定司書の拡大が司書の底上げにつながると考えられる。

- 司書教諭が専門的職務に十分関われないケースが多く見受けられることから、その解決のため、法の担保として学校図書館法に明示すべきではないか。また、司書教諭等の役割を意識できるように、学校図書館長としての校長が学校図書館の研修を受講することについて検討の余地があると考ええる。
- 学校図書館の授業利用について学校内で調査し、その利用状況を職員会議で共有する等の具体的な取組を法的に明示できると良い。
- 学校図書館における司書教諭と学校司書の役割が明文化されていないことが、その発令や配置が曖昧になる背景にある。司書教諭と学校司書のどちらかだけが配置されていればいいという認識を持つ人がいる実態を解決するために、それぞれの役割を明確にすることが重要である。
- 特別支援学校における学校司書の配置率の低さは、対策を講じる必要がある。障害を持つ子供たちへ提供する資料の幅が広がっても、その資料を準備したり、障害種に応じた資料の提供のために学校司書や司書教諭が必要である。
- 学校図書館は教育課程の展開に寄与する目的の施設であることは今後も不変であるため、学校司書はチーム学校の一員として学校の経営方針や指導計画を理解し、司書教諭と共に利活用される施設を目指すことが重要である。

2 館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上の在り方

- 司書課程のカリキュラムについて、現行のカリキュラムで電子書籍やデジタルアーカイブ、地域との連携強化、読書バリアフリー等の近年の課題を各大学等の工夫で盛り込むには限界があるため、新たなカリキュラムが必要ではないか。今後検討を進めるべきである。
- 司書資格を取得する司書課程のみならず、現在勤務する学校司書や司書教諭に対する研修においても連動して更新することも検討していただきたい。
- 学校の管理職と一般の教員に学校図書館に関する研修を受講していただき、学校図書館がなぜ必要であるか、学校図書館の活用がどのように教育に生かせるかを学ぶ機会を持っていただきたい。学校図書館活用教育が必要という位置づけを考えていかなければならない。
- 学校図書館はその学校の教育活動全般に関わる施設である。学校司書は学校の特色をよく理解した上で専門性を活かしたい。また、学校図書館が多様な児童の個別最適な読書環境を提供するために、学校司書は発達段階における読書指導の在り方や、児童に対する理解などの知識、情報スキルや著作権等の専門知識が必要である。

3 司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等

- 図書館・学校図書館における非正規職員の増加は非常に大きな問題である。特に会計年度任用職員や委託職員等の処遇が非常に悪く、同一労働同一賃金の観点からも非常に大きな問題である。
- 司書教諭の複数人発令により、転任等でこれまでの取組が途切れるリスクを軽減させ、継続性を担保できることは重要なことと考える。
- まずは学校司書の専任正規雇用を目指したい。また、司書教諭がいないと学校司書と教員の連携が一部にとどまり、校内での情報共有も難しく、学校司書の業務に限界が生じる。司書教諭の全校配置とその重要性を理解した上で、教育委員会や校長が主導となった組織作りが必要である。

<「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書骨子案に関する意見>

- これまでの論点（案）にある「多様な人々のための読書環境の整備」と、多様な方々の利用の促進ということについては大きく扱っていただきたい。読書のデジタル化やGIGAスクール構想等で、より一層多様な人々の読書環境の整備が可能となった背景を踏まえると、「多様な人々」の示す範囲は視覚障害者等や外国人等に留まらず、距離や時間の関係上来館できない人も含まれる。メディアやコンテンツの多様化が進む中、図書館が来館者・非来館者の両方のニーズを把握し、それに合わせたサービス提供が求められる。
- これまでの図書館評価は貸出しや来館者等の量的評価が中心であり、別の評価軸を何とするかが長年の図書館界の課題であった。そこで、多様な人々に対する利用状況や、多様な人々が利用できる図書館を作ることを目指す健全な運営ができると考える。これは学校図書館も同様であり、骨子の大きな部分に記載していただきたい。
- 骨子の2.(4)等の「図書館・学校図書館や書店、NPO法人等関係機関との連携」について、連携の相手が明確になるように「や」を「と」に修正すべきではないか。
- 諸基準の見直しを骨子で示されることは良いことであるが、本会議での議論が焦点を絞った内容であったことから、少なくとも「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」）については別途、全体的な見直しを検討した上で改定することとしてはどうか。
- 人材の連携・協働の中に、学校におけるICT支援員との連携を加えると良いと考える。ICT支援員は、GIGAスクール構想の推進において教職員等をサポートする人材であるが、学校図書館とはつながりが無い。もっと有効な連携があっても良いのではないか。
- 図書館との連携先として、まず同じ公共施設である公民館と連携するというのはいいのではないか。図書館と公民館の合築もあるが、新たなサービスとしての連携も考えられる。
- 現行の法律や「望ましい基準」等に理念が既に明示されているが、その理念を実現することがこれまでできていなかった。そのため、法律等にある理念を実現するための方策が求められ、それらを報告書の中で記載できると良い。

- 地域との連携が図書館の大きな役割と認識されているため、図書館の評価基準の見直しを報告書内に明確に記載していただきたい。また、「望ましい基準」の改定に向けて時間を取り、現状に合わせた基準を作って図書館・学校図書館を運営していただきたい。
- 人材育成について、新たな図書館の役割に鑑みた研修の内容としてファシリテーション能力や、新たな能力の育成を喚起させる記述を含めたらどうか。
- 「望ましい基準」等の記述のうち、法令化しても良い内容があるかを検討するとどうか。法令の条文に入ることで、行政の現場でもより実行につながると考えられる。
- 報告書において様々な課題に関する方策を示しても、まず司書等の処遇を改善しないと、これからの図書館を担う司書等のなり手が不在になり、その後の養成・配置も叶わない。この解決のために、報告書では司書等の処遇改善について明確に記載する必要がある。
- 骨子の中にある「読書」という語から、「図書館＝読書」のイメージが強く出ているが、図書館とは決して読書だけではないことから、見出しで工夫が必要である。
- 報告書の最後に盛り込む内容として、国がすべきこと、教育委員会がすべきことを明示できると良い。
- 司書教諭の役割、図書主任の役割・分担等も報告書に明記できると良い。
- 第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」より電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含まれると明示され、メディアの多様化が進み、読書の範疇は広がっているが、何をもって「読書」の行為とみなすかは人によって異なっている。そのため、「読書」の定義が必要ではないかと考えられ、文部科学省が骨子の中で定義できると良い。

以上